

German Newsletter

Japan Business Services

Issue 6 | December 2020

概要

- I. 2020 年中に成立した法改正
- II. 立法手続き中の法改正
- III. 新型コロナウイルス関連措置
- IV. 源泉税
- V. 個人所得税／賃金税
- VI. 社会保険
- VII. 会社法

ドイツ最新情報

I. 2020 年中に成立した法改正の概要一覧(2020 年 12 月 9 日現在)

法律名	官報公布日／概要
1. 第 2 次コロナ租税支援法 (Zweites Corona-Steuerhilfegesetz – 2. Corona-StHG)	2020 年 6 月 30 日
損失の繰戻控除限度額の拡大	<ul style="list-style-type: none">▶ 百万ユーロ(夫婦合算申告の場合は 2 百万ユーロ)から 5 百万ユーロ(夫婦合算申告の場合は 1 千万ユーロ)まで引き上げ▶ 手続きについての詳細は、EY ドイツニュースレター号外(2020 年 6 月号)を参照ください
VAT 税率の引下げ	<ul style="list-style-type: none">▶ 2020 年 7 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの間、一般税率が 19% から 16% に、軽減税率が 7% から 5% に時限的に引下げ
輸入 VAT 納付期限の繰延べ	<ul style="list-style-type: none">▶ 輸入 VAT の納付期限の輸入月の翌々月 26 日までの繰延べ▶ 關税上の繰延勘定(Aufschubkonto)を利用している企業のみが対象

定率法による減価償却	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2020年1月1日以降2021年12月31日までの間に取得または製造された有形固定資産のうち動産については、定額法に代わって、残存簿価に対する定率での償却が可能 ▶ 定率法による償却率は最高25%で、定額法による償却額の2.5倍が償却限度額とされる
カンパニーカー課税	<ul style="list-style-type: none"> ▶ カンパニーカーとして利用される電気自動車に対する優遇課税の適用対象となる車両価格上限の4万ユーロから6万ユーロへの引上げ ▶ 2020年1月1日に遡及して適用開始
営業税上の加算処理に際しての加算免除限度額の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 営業税上の(利息およびリース料等に含まれる見なし利息分の)加算額の計算に際して適用される免除限度額の、現行10万ユーロから20万ユーロへの引上げ。 ▶ 2020年課税年度から恒久的に適用
事業所得に対する所得税算定に際しての(営業税の軽減措置としての)乗数の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 営業税課税ベースの3.8倍から4.0倍への恒久的な引上げ
税務上の研究開発助成金のための算定基準の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 助成対象となる研究開発費用について、助成金算定基準限度額の2百万ユーロから4百万ユーロへの倍増 ▶ 2020年1月1日から2026年6月30日までの間に発生する研究開発費用が対象
所得税法第6b条(買替準備金)の再投資期限の延長	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 再投資期限の一年延長 ▶ 2020年3月1日以降2020年12月31日までの間に終了する事業年度末時点で残存する再投資準備金が対象
所得税法第7g条の投資期限の延長	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2017年1月1日以降2017年12月31日までの間に終了する事業年度に行使された(将来の固定資産取得/製造のための)投資積立金控除の取崩期限の一年(事業年度が暦年の場合2020年事業年度から2021年事業年度への延長)
児童手当特別給付金(Kinderbonus)および一人親世帯に対する負担軽減控除額	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2020年中少なくとも一ヶ月分の児童手当(Kinder-geld)受給要件が満たされている子女一人当たり300ユーロの一時給付金(Kinderbonus)の支給 ▶ Kinderbonusは児童手当の一部として、所得税上の課税所得の計算において考慮される子女控除額と相殺 ▶ 一人親世帯に対する負担軽減控除額の1,908ユーロから4,008ユーロへの引上げ
公訴時効期限の延長	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 絶対的公訴時効期限が25年に延長 ▶ 脱税のケースにおいて未履行であるが時效が到来した租税請求権について、刑法典第73条に基づく徴収執行の可能性
2. コロナ租税支援法(Corona-Steuerhilfegesetz - Corona-StHG)	2020年6月29日
飲食店売上に対する軽減税率での課税	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2020年7月1日から2021年6月30日までの期間に提供されるレストランおよび食事提供役務に適用 ▶ 飲料は軽減税率の対象外

VAT 法第 2b 条の適用に際しての移行期間規定の延長	<ul style="list-style-type: none"> ▶ VAT 法第 2b 条(公法上の法人の取扱いに関する規定)の適用に際しての移行期間規定の 2022 年末までの延長
新型コロナウイルス特別支給金の非課税措置	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2020 年 3 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの間に新型コロナウイルス危機対策として被雇用者に支給された助成金および補助金について 1,500 ユーロを上限として非課税とするとした 2020 年 4 月 9 日付連邦財務省通達の法制化
時短操業手当支給に際しての雇用者による追加手当の非課税措置	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 時短操業手当と雇用者手当の合計が、契約上の給与と実際に支給された給与の差額の 80% に達するまでを上限とした非課税措置
組織再編に際しての税務上の遡及期間	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2020 年中に行われる組織再編については税務上の最終貸借対照表の遡及期間が 8 カ月から 12 カ月に延長
伝染保護法(Infektionsschutz-gesetz: IfSG)第 56 条第 1a 項に基づく公的給与補償金の対象拡大	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公的給与補償金の対象が、身体障碍者の介護、事業所の休業に伴う所得減少のケースにも拡大 ▶ 支給対象期間が最長 10 週間(一人親世帯の養育義務者については最長 20 週間)まで延長
クロスボーダーのタックスプランニングに関する通知期限の延長に関する権限付与	<ul style="list-style-type: none"> ▶ EU 委員会により提案された通知期限の延長は、(立法手続きによらず)連邦財務省通達を通じての早期実施が可能
3. 税務上の法令改正のための第 5 次法令 (5. MantelVO)	2020 年 6 月 29 日
営業税施行令の改正	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 営業税上の財務費用(利息)の加算処理対象となる優遇措置の対象となる金融機関の制限
その他の法令の改正	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 特定の非課税支給手当については(従業員ごとの)給与勘定上の記録を不要とする簡便的取扱い(賃金税施行令) ▶ 国境税関で作成された電子的な輸出領収書も輸出証明書として認められる(VAT 施行令)
4. 新型コロナウイルス支援パッケージ (Corona-Maßnahmenpaket)	2020 年 3 月 27 日
緊急立法手続きによる税務以外の新型コロナウイルス危機対策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民法、倒産法および刑事訴訟手続法における COVID-19(新型コロナウイルス)パンデミックの影響を緩和するための法律 ▶ 経済安定化基金(Wirtschaftsstabilisierungsfonds: WSF) ▶ 時短操業手当に関する命令(Kurzarbeitergeld-verordnung) ▶ 中小企業および個人事業者に対する緊急支援措置(Soforthilfe für Kleinstunternehmen und Soloselbständige) ▶ 2020 年連邦補正予算 ▶ 企業および事業に対する保護(Schutzschild für Unternehmen und Betriebe) ▶ 医療機関軽減法(Krankenhausentlastungsgesetz) ▶ 感染保護法(Infektionsschutzgesetz)の改正

5. 消費税および航空税の申告に関する施 行令 (Verbrauchs- und Luftverkehrssteuer-Übermittlungsverordnung – VerStDÜV)	2020 年 8 月 31 日
消費税および航空税申告データの電子送信 に関する施行令	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 特に、税務申告書およびその他の課税手続きに必要なデータの包括的な電子送信を可能とするための法的枠組みの創出
6. 第 7 次車両税改正法 (Siebtes Kraftfahrzeugsteuer-Änderungsgesetz -7. KraftStÄndG)	2020 年 10 月 22 日
二酸化炭素(CO2)排出量を基準とする車両税税率	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 6 段階の CO2 排出量を基準とする車両税税率の導入 ▶ 交通法上の CO2 検査値に対して 1g/km あたり 2 ユーロから 4 ユーロの間で算定される指數関数的累進税率での課税 ▶ 2021 年 1 月 1 日新車登録分から適用
電気自動車に対する免税措置の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 10 年間の車両税免除の対象となる電気自動車の新車登録期間が 2025 年 12 月 31 日登録分まで延長されます。 ▶ 車両税免除の期間は最長で 2030 年 12 月 31 日までに制限
その他の措置	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2020 年 6 月 12 日以降 2024 年 12 月 31 日までの間に新車登録される CO2 検査値 95g/km 以下の低排出量の内燃機関型車両(ガソリン車、ディーゼル車)に対する最長 5 年間にわたる 30 ユーロの車両税減免措置
7. 2016 年 11 月 24 日付多国間協定に關する法律 (Gesetz zu dem Mehrseitigen Übereinkommen vom 24.11.2016 – MLI-UmsG)	2020 年 11 月 27 日
個々の租税条約における多国間協定の適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 14 の租税条約に適用(いわゆる「Covered Tax Agreement-CTA」)
協定の対象となる租税条約の目的	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 該当する租税条約序文の補足
条約濫用の防止	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主要目的テスト(Principal Purpose Test-PPT)の導入 ▶ 特典制限規定(Limitation of Benefits-LOB)の不採用
相互協議手続き	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 相互協議手続きが条約当事国間の租税上の対立に際しての紛争解決手続きの最低標準
対応的修正	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 特定の移転価格事案における片務的な対応的修正

2. 立法手続き中の法改正の概要一覧(2020年12月9日現在)

法律名	立法手続きの状況／概要
1. 2020 年年次税法 (Jahressteuergesetz 2020-JStG 2020)	2020 年 12 月 9 日付財政委員会による決議提案
付加価値税デジタルパッケージの実施	<ul style="list-style-type: none"> ▶ EU 域内または EU 域外からの通信販売に際しての(ミニ)One-Stop-Shops 制度の実現 ▶ 通信販売に対する(仕向国での税務登録および納税免除基準となる)供給取引下限値の(現行 10 万ユーロから)1 万ユーロへの引下げ ▶ 通信関連業務の再販売業者へのリバースチャージ制度の適用拡大
賃金税上の追加的給付要件 (ドイツニュースレター2020年3月号参照)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「本来支払義務のある給与に追加で」支給される雇用者給付の法的定義
固定資産に係る投資積立金控除規定(所得税法第 7g 条)の改正および拡充	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 優遇措置の対象となる投資費用の 40% から 50% への引上げ ▶ 納税者の事業の種類に関わらず一律 20 万ユーロの利益上限の導入
国別報告書(Country-by-Country Report-CbCR)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「当該企業グループの連結決算書をベースとする」との文言の削除(ドイツ国内法を OECD スタンダードに合わせるため)
営業税上の加算項目	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 営業税法第 8 条第 8 号に基づく国内および国外パートナーシップからの損失に関する加算規定の改正
時短操業手当支給に際しての雇用者による追加手当の非課税措置の延長	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 時短操業手当と雇用者手当の合計が、契約上の給与と実際に支給された給与の差額の 80% に達するまでを上限とした非課税措置の 2021 年 12 月 31 日までの延長
先物取引および債権貸倒れによる損失の相殺上限の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 資本所得の計算に際しての、先物取引および債権貸倒れによる損失の他の資本所得との相殺上限が 1 万ユーロから 2 万ユーロへ引上げ(所得税法第 20 条第 6 項)
社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 寄付証明の簡便規定の適用上限が 300 ユーロへ引上げ ▶ ボランティアおよび指導員への謝礼の非課税上限の引上げ
ホームオフィス定額経費	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 被雇用者が自宅で勤務を行うに際しての一日常たり 5 ユーロ(年額 600 ユーロまで)の定額経費控除の時限的導入 ▶ 自宅内事務所の要件を満たす必要なし
繰越欠損金の利用制限規定の例外規定の営業税上の損失への適用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 法人税上の繰越欠損金が解消されている場合であっても、法人税第 8d 条の事業継続条項の営業税上の損失への適用が申請により可能
委託倉庫利用に際しての EC セールスリスト	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2019 年年次税法により導入された委託倉庫規定の適用に際しての EC セールスリスト上の申告項目に関する規定の補足

刑法上の訴追の時効期限の延長	▶ 特に悪質な脱税のケースにおける時効期限の 10 年から 15 年への延長
研究開発補助金	▶ 新しい下請契約規定を通じた委託研究開発における重複助成の防止 ▶ 研究開発補助金が研究開発費控除の対象となる法人税査定額を超過する場合の超過額の還付(益金不算入)に関する明確化
その他の改正	▶ 所得税法、投資税法、相続税法、土地税法、不動産取得税法、評価法ならびに租税通則法上の改正
2. 第 2 次世帯軽減法 (Zweites Familienentlastungsgesetz- 2. FamEntlastG)	2020 年 11 月 27 日に連邦参議院同意
所得税税率表	▶ 基礎控除額の引上げ(2021 年課税年度 336 ユーロ、2022 年課税年度 240 ユーロ) ▶ 税率表の改定
児童手当(Kindergeld)および子女控除額の引上げ	▶ 2021 年 1 月から月額 15 ユーロの児童手当の引上げ ▶ 2019 年課税年度から 144 ユーロの子女控除額の引上げ ▶ その他の世帯軽減措置
その他	▶ 投資所得に際しての教会税の自動的な源泉徴収に関する改正
3. 障害者控除法 (Behinderten-Pauschbetragsgesetz)	2020 年 11 月 27 日に連邦参議院同意
障害者に対する軽減措置	▶ 障害等級に応じた障害者控除額の倍額引上げ(最高 7,400 ユーロまで) ▶ 社会法典との制度の整合化 ▶ 障害者控除の対象を(現行の 25% に代わって)障害等級 20% 以上に引下げ ▶ 障害に伴う交通費控除の導入(指標に応じて最高 4,500 ユーロまで)
近親者による介護に係る軽減措置	▶ 障害者の近親者に対する介護控除額に関する改正および拡充
4. ATAD 導入法 (ATAD-Umsetzungsgesetz-ATAD-UmsG)	2020 年 11 月 18 日付財務省法案(非公表)
第 2 次租税回避防止指令(ATAD2)の国内法への導入;特にハイブリッドストラクチャリングに際しての課税不均衡の防止	▶ (ハイブリッドストラクチャリングを通じた)課税不均衡がある場合の費用の損金算入制限 ▶ 租税条約に基づく課税免除に際しての費用の損金算入の否認措置の拡大(トリーティオーバーライド) ▶ 国外事業資産の国内持込および国内事業資産の国外持出規定の拡大 ▶ 国内事業資産の国外持出に際しての分割納税
加算課税制度の(CFC ルール)の改正	▶ 国内支配者コンセプト ▶ 能動的経済活動例の変更 ▶ 加算課税額の(実際の配当時における)減額処理 ▶ 低税率国基準は引き続き 25%
出口課税の強化	▶ EU/EEA 加盟国への移転に際してのみなし課税額の無利子・無期限の納税猶予措置の撤廃

	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 無制限納税義務期間の 10 年から 7 年への短縮 ▶ 移転前 12 年間の“観察期間”的導入 ▶ 一時的でない出国に際しての 3 年以内の帰国オプションの導入
5. 保険税法近代化法 (Versicherungsteuerrechtsmodernisierungsgesetz-VersStRModG)	2020 年 11 月 27 日付連邦参議院同意
EEA 加盟国との関連におけるドイツ国内法上の課税権に関する新規定	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保険会社の住所、滞在場所または所在地に関わらない、保険リスク課税
その他の改正	<ul style="list-style-type: none"> ▶ EEA 加盟国との関連におけるドイツ国内法上の課税権に関する新規定 ▶ 2022 年 1 月 1 以降特定の対人保険に対する免税措置の制限 ▶ 保険引受人による通知、協力および情報提供義務の強化ならびにすべての保険税債務者(Steuerentrichtungsschuldner)に対する保険税電子申告の義務付けの導入
6. 不動産取得税の改正のための法律 (Gesetz zur Änderung des Grunderwerbsteuergesetzes)	2019 年 10 月 14 日の連邦議会公開ヒアリング
シェアディールに関する新規定	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 資本会社に対する新たな不動産取得税対象事実要件 ▶ 出資持分変動要件の 95%から 90%への引下げ ▶ 保有期限の 5 年から 10 年(不動産取得税法第 1 条 2a 項のケース)または 5 年から 15 年(第 5 条、第 6 条のケース)への延長 ▶ 詳細な移行規定
連邦参議院による見解および反対意見	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 上場条項の導入(同意) ▶ グループ条項の拡大(検討に同意) ▶ 移行規定の修正(検討に同意)
2020 年半ばから手続き再開 (2020 年 10 月 29 日現在の協議内容)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2020 年に再提出された政府案に沿った協議(例えば、出資持分変動要件の 95%から 90%への引下げ) ▶ 上場条項の導入 ▶ 2021 年 1 月 1 日からの適用開始
7. 物品税法の改正のための第 7 次法 (Siebtes Gesetz zur Änderung von Verbrauchsteuergesetzen)	2020 年 10 月 21 日付政府法案
物品税の領域における EU 指令の国内法への導入	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 税法上 EU 域内(通関済み)財貨に該当する物品税対象となる財貨(コーヒー、アルコール入り炭酸飲料および電気は除外)の取引について EMCS(Excise Movement and Control System)を利用したモニタリング ▶ 物品税(消費税)法上の定義および手続規定の改正 ▶ 課税猶予手続き中に財貨の一部または全部が消失した場合の免税措置に関する新規定 ▶ EU 加盟国間での通信販売に際しての仕向国での税務代理人任命義務の撤廃

8. 源泉税軽減近代化法 (Abzugsteuerentlastungs-modernisierungsgesetz - AbzStEntModG)	2020年11月20日付連邦財務省法案
資本収益税および所得税法第50a条に基づく源泉税の軽減措置に際しての手続きの変更	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 非居住者に対する資本収益税および所得税法第50a条に基づく源泉税の軽減措置のための現行の手続きの省略可および簡素化ならびに連邦中央税務局への管轄一本化の強化 ▶ 連邦中央税務局に対する申請、納税証明書および査定書といった軽減措置関連手続きのデジタル化 ▶ 包括的な納税証明書およびその他のデータを集積した資本収益税データバンクの構築
EU法に抵触しないアンチ・トリー・ティショッピング規定(所得税法第50d条)の策定	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国外法人に対する源泉税軽減の要件: <ul style="list-style-type: none"> ▶ 当該法人の出資者が直接の受益者であった場合にも軽減要件を満たしていること(人的な軽減要件限) ▶ 所得源泉が国外法人の経済活動と重要な関連性を有すること(物的な軽減要件) ▶ “反対証明”的可能性 ▶ 上場条項を通じた免除
特定のケースにおける源泉税の軽減(所得税法第50c条)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 税務申告手続き(総合課税制度)の対象とならない、所得税法第43条、第50g条または租税条約の適用による資本収益税または所得税法第50a条に基づく源泉税の軽減のための手続きに関する所得税法第50d条の該当規定を独立した第50c条として整備
権利(ライセンス)供与に際しての制限納税義務の対象制限	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 非居住者による「ドイツ国内の公的機関で登録された」権利の使用供与を源泉とする所得に対する制限納税義務の撤廃
特定の再編取引に際しての損失控除の制限	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 単に税務上の遡及効果を受けて承継会社に帰属することとなった経済財について、価値の下落がすでに被承継会社において経済的に発生していた場合、価値下落に伴う損失(売却損、評価減等)は承継会社の利益との相殺が原則的に認められない

III. 新型コロナウイルス関連措置

1 コロナ租税支援法関連

組織再編に際しての遡及期間の延長(EY ドイツニュースレター号外 2020年5月号参照)

2020年10月20日に連邦法務および消費者保護省が、組織再編に際しての登記申請日から税務上の最終貸借対照表日への遡及期間の8カ月から12カ月への延長措置を、2021年中に実施される再編へ拡大したことを受け、連邦財務省は、連邦参議院の同意を前提として、税務上も同様の取扱いとすることとしました。

新型コロナウイルス危機への対応として、再編取引の基準となる貸借対照表日を、組織再編法第17条第2項第4文の規定に依らず、商業登記簿への登記申請日の12カ月前(通常は8カ月)ま

で遡及することが可能とされましたが、コロナ租税支援法を通じて税務上も組織再編法に合わせた遡及期間の延長措置が導入されました。

延長規定の適用は当初 2020 年中に実施された再編取引に制限されていましたが、連邦法務及び消費者保護省は 2020 年 10 月 20 日付の省令を通じて、適用期間を 2021 年 12 月 31 日までに行われる登記申請および現物出資契約締結まで延長しました。

連邦法務及び消費者保護省令の公布は、税務上の遡及期間についても同じく 2021 年 12 月 31 日までの再編取引に延長するために必要な連邦財務省令を成立させるための前提要件でした。該当する企業は、2021 年中の再編基準日(貸借対照表日)についても、税務上の遡及に必要な要件を満たすために 4 ル月間の余裕が生じます。税務上の貸借対照表日を 2020 年 12 月 31 日(組織再編日は 2021 年 1 月 1 日)とする再編取引については、2021 年 12 月 31 日までに登記申請を行う必要があります。

連邦財務省令は、2020 年 12 月 18 日に予定されている連邦参議院の同意を前提として 2021 年 1 月 1 日に施行されることになります。

2 第二次コロナ租税支援法関連

時限的な VAT 税率引下げに関する補足説明

2020 年 11 月 4 日付連邦財務省通達は、時限的な VAT 税率引下げに関する運用上の取扱いを説明するとともに、特に、前払請求書および頭金請求書の取扱いに関する追加説明やその他の業種特有の取扱い等、2020 年 6 月 30 日付適用通達(ドイツニュースレター 2020 年 8 月号参照)を補足する内容となっています。第 2 次租税支援法により実施された 2020 年 7 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの期間の VAT 税率の時限的引下げは、多くの企業において区分上の問題を生じさせることになりました。連邦財務省は、2020 年 11 月 4 日付通達を通じて、2020 年 6 月 30 日付連邦財務省通達を補足する形での見解を示し、特に、前払請求書および頭金請求書の VAT 上の取扱い、商品券の取扱い、年間ボーナスの付与、賃貸およびリース契約に際しての特別支払いおよび精算支払い、ならびに反復的な役務の定義について説明しています。連邦財務省は、賃貸およびリース契約に際しての特別支払いおよび精算支払いに関して、特別支払いおよび精算支払いに際して適用される VAT 率は、それぞれの主たる役務の履行のタイミングが基準となるとしています。したがって、特別支払いおよび精算支払いは原則的にそれぞれの主たる役務に期間案分されることになります。ただし、企業が、これ以外の合理的な案分方法を採用することは容認されます。連邦財務省は、また、定期的な間隔を置いて一回または複数回繰り返して提供される役務(反復的役務)は、これを継続的役務からは区別するとの見解を示しています。反復的役務の場合、継続的役務と異なり、一貫した役務を提供するまたは履行する義務が生じていません。したがって、反復的役務に適用される VAT 税率は、個々の役務が提供された日が基準とされ、継続的役務の場合のように合意された役務提供期間の終了する日とはなりません。

3 2020 年 11 月実施の特別経済支援の概要

連邦による支援プログラムの骨子	新型コロナウイルス感染症対策措置の一環で一時的な事業所閉鎖を余儀なくされた企業、事業所、個人事業者／フリーランサー、団体および施設に対する、定額給付の形での特別経済支援
資格要件	<ul style="list-style-type: none">- 2020 年 10 月 28 日の連邦および連邦各州首脳会議決定に基づき公布された連邦各州の閉鎖命令により事業所の閉鎖を余儀なくされたすべての(公的企業を含む)企業、事業所、個人事業者／フリーランサー、団体および施設(「直接の影響を受ける企業」)- その売上のうち、通常 80% 以上が「直接の影響を受ける企業」との間の売上であることが証明できるすべての企業(「間接的に影響を受ける企業」)

	ホテルは直接影響を受ける企業と見なされる。
支援対象措置	閉鎖一週間ごとに、2019年11月の週平均売上高の75%相当の意支援金支給 個人事業者／フリーランサーについては、比較売上高として2019年の月平均売上高を採用することも可能。2019年11月1日以降事業活動を開始した有資格者は、比較売上高として2020年10月の月売上高または設立以来の月平均売上高を選択することも可能。
支援上限／助成基準	支援上限として、助成金法上の基準が適用 - November サポート: 百万ユーロ以下の助成金 - November サポート plus: 百万ユーロ超の助成金については EU 委員会に対する通知後
他の給付金の控除	持続化給付金または時短操業手当といった、特別経済支援期間中に支給されるその他の給付金がある場合、特別経済支援金(売上還付)額が減額
相殺	比較売上高の25%を超える売上高については、(比較売上高の100%を超える過大支援が生じないよう)支援金(売上還付)額から減額される。 飲食店については、2019年の比較期間に一般VAT税率の対象となった売上高の75%が売上還付額の上限とされる。これによって軽減VAT税率の対象となるテイクアウト売上高は計算から除外。他方、テイクアウト売上高は、テイクアウトビジネス促進のため、支援金(売上還付)額からの減額の対象から除外される。
グループ企業	グループ全体の売上高の80%超が直接または間接に影響を受けるグループ企業の売上高に帰属する場合。対象となるグループ企業の売上高の75%が支援金(還付)の対象
対象期間	2020年11月中の事業所閉鎖の間
申請方法	税理士および経済監査士を通じた電子申請および持続化給付金のプラットホーム経由での支給 支援上限が5,000ユーロ以下の個人事業者／フリーランサーについては、特別な身元確認の義務付けを通じ、自身による直接申請が可能
経済支援規模	約100億ユーロ
運営	連邦各州

4. 申告期限および納税猶予措置に関するコロナ関連支援措置の拡大 Erweiterte Corona-Hilfen bei der Erklärungsfrist und den Stundungsmöglichkeiten

連邦財務省はそのホームページ上で、税務申告書提出期限の延長ならびに納税猶予措置の延長について告知しました。これらの税務上の軽減措置は、新型コロナウイルス危機を受けた持続化救済措置の一部を構成します。

2020年3月19日付の連邦財務省通達によると簡便的手続きをによる納税猶予申請は2020年12月31日まで可能ことから、最長で2021年3月末までの納税猶予が認められます。連邦財務省は、新型コロナウイルス危機により直接にかつ相当な程度に経済的損害を被った納税者は、管轄税務署に対して2021年3月31日までに簡便的手続きの一環で原則的にすべての税目について(継続的)猶予申請を提出することが可能であるとしています。納税猶予措置の期限は最長で2021年6月30日までとなります。

2021年7月1日以降の簡便的手続きを利用した継続的納税猶予は、合理的で最長で2021年12月31日までの間に履行される継続的な分割納付の合意がある場合にのみ認められます。これらの猶予措置については原則的に猶予利息の賦課はありません。分割納付の合意のない場合、2021年7月1日以降の猶予措置は簡便的手続きでは認められず、特に経済的状況に関する証明の提出のある場合にのみ可能とされます。

さらに、税理士作成による2019年度分の税務申告書の提出期限が2021年3月31日まで延長されます。

これらの延長措置は、2020年12月中に公表予定の連邦財務省通達を通じて実施されることになります。

IV. 源泉税

非居住者間でのライセンス提供に際しての源泉義務(セクションII. 立法手続き中の法改正の概要一覧参照)

所得税法第49条第1項第2号fに基づき、ドイツ国内で使用されるまたはドイツ国内の公的機関で登録された権利の供与(ライセンス供与または譲渡)からの所得は制限納税義務の対象となります。期限付きライセンス供与の場合、ライセンサー(債権者)に代わって、ライセンシー(債務者)が源泉税を申告し納付する義務を負います。従来の実務においては、居住者がライセンシーであるライセンス契約については、源泉税の申告納付が行われ、場合によっては租税条約に基づく源泉税の(一部)免除または還付措置が講じられていました。他方、無期限のライセンス供与は譲渡と見なされライセンサーがドイツでの確定申告義務を負います。

連邦財務省は、2020年11月6日付連邦財務省通達において、非居住者によりドイツで登録された特許やその他の権利のライセンス供与に伴う収益については、ライセンス契約の当事者双方が非居住者である場合にも、ドイツでの制限納税義務の対象となる見解を示しました。

したがって、非居住者間でのライセンス供与契約がある場合、ドイツ制限納税義務、ライセンシーによる源泉申告納付義務またはライセンサーによる確定申告義務の有無を把握するとともに、申告対象となる取引について過去の課税年度に遡及して税務当局に開示する必要があります。

その後、連邦財務省通達公表から二週間が経過しないタイミングで、所得税法第49条第1項第2号fの規定の改正を含む連邦財務省法案が発表されました。

連邦財務省法案によると、現行の所得税法第49条第1項第2号のfの条文のなかの“またはドイツ国内の公的機関で登録された”という文言が削除されることになります。したがって、非居住者間でのライセンス契約について、ドイツ国内での利用がある場合にのみ、制限納税義務による課税要件が満たされることになります。

改正内容はすべての未確定の事案から適用される予定です。

本法案については2021年に入ってから立法手続きが開始され、法案成立まで数ヶ月を要することが見込まれます。法案成立までの間は、2020年11月6日付連邦財務省通達で示されたアプローチが引き続き有効ですので、特に過年度について脱税や租税回避の指摘を回避するためにも、源泉または確定申告義務の対象となる取引の有無を確認し、遅滞なく税務当局への開示を行うことが推奨されます。

V. 個人所得税／賃金税

2021年に適用される賃金税上の現物給与査定額

無償または廉価で従業員に提供される食事は、社会保険対価法(Sozialversicherungsentgelt-verordnung: SvEV)上で定められた現物給与支給額で評価されます。職業上の理由による外部勤務

(出張)時または二重家計の一環で、雇用者または雇用者の指示に基づき、第三者から従業員に対して提供される、税込みで 60 ユーロを超えない食事についても同様です。

2021 年に適用される賃金税上の現物給与査定額は以下の通りです。

朝食代 1.80 ユーロ

昼食または夕食代 3.40 ユーロ

2021 年に適用される外国出張時の食事手当および宿泊費の非課税限度額(添付資料)

ドイツ国内・外国出張時の食事手当(日当)および宿泊費の非課税限度額が変更になります。

2021 年 1 月 1 日から有効な非課税限度額表は添付資料をご確認ください。

VI. 社会保険

2021 年社会保険料算定基準額

2021 年に適用される社会保険料算定基準額および社会保険料率は以下の通りです。

社会保険料算定基準限度額	旧西ドイツ		旧東ドイツ	
	月額(ユーロ)	年額(ユーロ)	月額(ユーロ)	年額(ユーロ)
法定健康保険加入義務限度額:				
一般	5,362.50	64,350.00	5,362.50	64,350.00
2002 年 12 月 31 日以前の加入免除者	4,837.50	58,050.00	4,837.50	58,050.00
算定基準限度額:				
健康及び介護保険	4,837.50	58,050.00	4,837.50	58,050.00
年金及び失業保険	7,100.00	85,200.00	6,700.00	80,400.00

保険の種類	年金保険	失業保険	健康保険 ¹	介護保険
雇用者負担	9.30 %	1.20%	7.3% (+0.45%) ²	1.525%
従業員負担	9.30%	1.20%	7.3% (+ 0.45%) ²	1.525% (+0.25%) ³
合計	18.6%	2.4%	14.6% (+0.9%) ²	3.05% (3.3%) ³

¹ 標準保険料

² 健康保険追加保険料、料率は健康保険機関によって若干異なる

³ 子供のいない満 23 歳以上の被雇用者に対する追加保険料

EU間短期出張に際しての A1-Bescheinigung(社会保障適用証明書)

2021年以降、雇用者はA1-Bescheinigungをプリントアウトし従業員に交付する必要はなく、従業員によるA1-Bescheinigungへのアクセスを可能とすれば十分とされます。しかしながら、EU加盟国の多くが、プリントアウトされたA1-Bescheinigungの携行を引き続き要請していることから、国外出張に際しては紙ベースの証明書が提示可能であることが求められます。

さらに、2021年以降は、電子的方法による申請手続きの対象が複数の勤務国で勤務に従事する従業員(Multi State Worker)に拡大されます。当該証明書は、派遣駐在員に対するA1-Bescheinigungと同様、今後電子的方法による申請が可能となります。

VII. 会社法

人的会社(パートナーシップ)法の近代化

連邦法務および消費者保護省(BMJV)は2020年11月18日に、「人的会社法の近代化に関する法律(Gesetzes zur Modernisierung des Personengesellschaftsrechts: MoPeG)」BMJV省案を各団体に送付し、見解を求めました。抜本的な改正の目的は、その一部が19世紀に制定された人的会社に関する法律を現代の経済活動の要請に見合った内容に調整することにあります。

人的会社法の改正に際しては、数十年に渡る判例および法律実務の動向を、明確かつ公正に法的に反映せらるることが求められます。BMJV省案は、2020年4月20日付のいわゆる“Mauracher草案”をベースに策定されたものですが、特に、社員(出資者)決議の瑕疵に関する規定を始めいくつかの点で、Mauracher草案の規定と内容を異にしています。

人的会社近代化法により、民法上の組合(Gesellschaft bürgerlichen Rechts:GbR)が、権利能力を有する(権利主体と成り得る)すべての形態の人的会社の基本形態として整備されます。省案により、権利能力を有する継続性のある登記可能な民法上の組合という新たな法的モデルが実現されます。基礎形態として整備される権利能力を有する民法上の組合の他、権利能力を有さない民法上の組合という形態も想定されています。省案は、さらに、商事目的の人的会社と非商事目的の人的会社を区分していますが、これは上位概念として存在する制度上の理由から、伝統的な「商人の定義」を踏襲するものです。商業活動をその事業目的とし、小規模事業を運営または自己資産を管理し、かつ商業登記されている人的会社については、改正後も引き続き商人に対する特別私法が適用されます。これによって、人的会社法を既存の制度上で近代化し、制度変更に伴う法的不確実性を回避することが可能となります。

透明性の観点から、民法上の組合について独自の公的登記簿(“Gesellschaftsregister”)が導入されることになります。民法上の組合の取引先は、登記簿を通じて、民法上の組合の責任および代表権に関して信頼性のある情報を得ることが可能となります。権利能力(権利主体としての成立)は、登記義務とは関わりなく獲得されますが、(例えば不動産の取得および売却ならびに組織再編事案等)特定のケースにおいては、登記が不可欠となります。

国際的な会社法の観点からは、人的商事会社にも適用されることとなる、新たな所在地選択権の導入が特別の意義を有すると考えられます。新規定の下では、経営管理地と異なる(国内に限られる)定款上の所在地が容認されることになります。所在地選択権は、登記簿登記の要件に紐付けられることになります。

BMJV省案には、民法上の組合に関する法律の一元化に加えて、下記を始めとする一連の改正内容が盛り込まれています。

医師や会計士、税理士といった自由職業者が共同して職業を遂行するための会社形態として、例えば有限合資会社(GmbH & Co. KG)といった人的商事会社の採用が可能となります。これにより、自由職業者の職業遂行上の過失によらない損害に対する賠償責任の範囲を有限パートナーシップ会社(Partnerschaftsgesellschaft mit beschränkter Berufshaftung; PartG mbH)と同様に制限することが可能となります。

人的商事会社についても、株式会社法上の取消モデルに依拠した社員(出資者)決議の瑕疵を訴える権利が商法典に導入される予定です。人的会社については、これまで、社員決議の瑕疵に際しての法的救済措置の範囲に関する法規定が設けられていませんでした。社員決議の瑕疵を訴える権利の導入により、社員(出資者)は、社員決議について一定の期限内に決議の取消・無効・不存在を訴え、これを通じて決議の効力に関する法的確実性を得ることが可能となります。民法上の組合については、新規定を適用するかどうか選択することができます。

法案が意図する重要な点は、人的会社における共有財産原則の解消です。税務上の観点からは、特に共有財産を対象とした規定の適用への影響が考えられますが、法案ではこの点について予想に反して詳細に取り上げられていません。

人的会社近代化法は、若干の例外を除いて 2023 年 1 月 1 日に施行される予定です。立法手続きスケジュールによると、意見を求められた各種団体は 2020 年 12 月 16 日までに BMJV 法案に対する見解を提出することができます。このことから、議会での立法手続きの開始は 2021 年第 1 四半期になるものと見込まれます。

コンタクト先

Ernst & Young GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
JBS (Japan Business Services)

デュッセルドルフ

Graf-Adolf-Platz 15
40213 Düsseldorf
Germany

梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 6196 8024 13461 (Notes FAX)
kenji.umeda@de.ey.com

ハンブルク

Rothenbaumchaussee 78
20148 Hamburg
Germany

梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 6196 8024 13461 (Notes FAX)
kenji.umeda@de.ey.com

シュツットガルト

Flughafenstrasse 61
70629 Stuttgart
Germany

久保川 智広

Phone +49 6196 996 24152
Fax +49 6196 8024 24152 (Notes FAX)
tomohiro.kubokawa@de.ey.com

フランクフルト

Mergenthalerallee 3-5
65760 Eschborn
Germany

久保川 智広

Phone +49 6196 996 24152
Fax +49 6196 8024 24152 (Notes FAX)
tomohiro.kubokawa@de.ey.com

梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 6196 8024 13461 (Notes FAX)
kenji.umeda@de.ey.com

ミュンヘン

Arnulfstrasse 59
80636 München
Germany

英 正樹

Phone +49 89 14331 21366
Fax +49 6196 8024 21366 (Notes FAX)
masaki.hanabusa@de.ey.com

Disclaimer

- ▶ By nature, the information made available can neither be exhaustive nor tailored to the specific needs of an individual case. It does not constitute advice, any other form of legally binding information or a legally binding proposal on our part.
- ▶ This presentation reflects our interpretation of the applicable tax laws and regulations, the corresponding court rulings and the official statements issued by the tax authorities.
- ▶ This presentation is based on the law as of the date of this presentation. In the course of time, tax laws, administrative instructions, their interpretation and court rulings may change. Such changes may affect the validity of this presentation.
- ▶ We are not obliged to draw your attention to changes in the legal assessment of issues dealt with by us in this presentation.
- ▶ We assume no warranty or guarantee for the accuracy or completeness of the contents of this presentation. To the extent legally possible, we do not assume any liability for any action or omission that you have based solely on this presentation. This also applies should the information prove to be imprecise or inaccurate.
- ▶ This presentation and the handout are not a substitute for qualified tax advice.

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in *building a better working world* for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2020 EYGM Limited.
All Rights Reserved.

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.